

熊取町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、人と動物が共生する地域住民の快適な生活を実現するため、飼い主のいない猫への餌付け等不適切な取扱いにより生じた住環境被害や住民トラブルを防止し、地域猫を適切に管理する地域猫活動について、その内容及び本町が行う支援（公益財団法人どうぶつ基金が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業」により本町が取得した「さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）」（以下「チケット」という。）の交付）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）さくらねこ 不妊手術を終えたことが判別できるように手術時に耳先をさくらの花びらのようにVカット（さくら耳）（以下「識別処置」という。）をした猫をいう。
- （2）地域猫 地域住民の認知と理解、協力が得られている飼い主のいない猫をいう。
- （3）地域住民 飼い主のいない猫を原因とする生活環境の悪化などの被害を受けている地域に居住する住民をいう。
- （4）TNR活動 地域猫活動のうち、地域猫を捕獲（T r a p）し、不妊・去勢手術（N e u t e r）を行い、元の場所に戻す（R e t u r n）活動をいう。
- （5）不妊手術 オス猫の去勢手術、メス猫の避妊手術を合せて不妊手術という。

（地域猫活動）

第3条 地域猫活動とは、地域住民が主体となって、もしくは地域住民が賛同して行う次のいずれにも該当する活動をいう。

- （1）飼い主のいない猫を原因とする生活環境の悪化を地域の問題とし、自ら定めたルールに基づきこれらの地域猫の不妊手術を施し、その猫の命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動
- （2）給餌、給水、排泄物の処理及び周辺清掃等の適正管理を継続的に行い、徐々に被害を減らしていく活動
- （3）里親による飼養を斡旋する等、新たな飼い主を探すとともに、その飼い主には屋内飼養の徹底等、適正飼養の普及啓発に努めることを目的とした活動

（交付対象）

第4条 チケットの交付を受けることができる者は、地域猫活動を実施する団体で、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- （1）常に地域での地域猫活動の説明や地域住民への理解と協力を得る取組に努めるとともに活動者の氏名、住所及び連絡先を開示するなど地域猫活動に起因する苦情等に適切に対応できる体制であること。
- （2）同一世帯員ではない地域住民2人以上（ただし、その管理する地域猫が10頭以上の場合にあっては3人以上）の活動者もしくは賛同者を含む団体を構成していること。但し、住民がいない地域の場合はその土地の所有者等の同意を得ていること。
- （3）地域猫活動を行う地域にいる地域猫の状況を把握していること。
- （4）団体自らのホームページ、SNS等電子媒体を有する場合は、チケットを受けて行うTNR活動情報を公開するものであること。

(交付対象外)

第5条 次の各号に掲げる猫についてチケットを利用しようとする者は、交付の対象外とする。

- (1) 里親に出す前提の地域猫
- (2) 飼い猫にする予定の地域猫
- (3) その他チケットの利用が適当と認められない地域猫

(地域猫活動の届出)

第6条 チケットの交付を受けようとする団体は、さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)交付団体届出書(様式第1号。以下「届出書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 地域猫活動地域の範囲、給餌及び飼い主のいない猫用トイレの場所を示す周辺地図
- (2) その他町長が必要であると認める書類

(申請)

第7条 チケットを利用しようとする者は、チケットを利用しようとする月の前々月の末日までにさくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書(様式第2号)を提出するものとする。

(決定)

第8条 前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し及びチケットの返還)

第9条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、さくらねこ無料不妊手術チケット交付の取消し及びチケット返還通知書(様式第4号)により通知し、チケットの交付決定の全部もしくは一部を取り消し、既に交付したチケットの全部もしくは一部の返還を求めるものとする。

- (1) チケットの利用方法が著しく不適当と認められるとき。
- (2) その他町長が必要と認めたとき。

(地域猫活動報告)

第10条 申請者は、不妊手術終了後速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、定められた期日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 対象個体の手術前の全身写真及び識別処置予定部分が判別できる写真
- (2) 対象個体の手術後の全身写真及び識別処置部分が判別できる写真
- (3) 対象個体を含めた地域猫活動中の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(免責)

第11条 地域猫活動の実施及び地域猫に対する不妊手術に関連して生じた問題は、当該地域猫活動団体またはその構成員が誠実に対応し処理することとし、本町はこれについて一切の責任を負わないものとする。

(施行細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。